

【第2回横浜市技能文化会館指定管理者選定評価委員会 議事録】

日 時 令和2年8月24日（月）10:00～11:15

場 所 横浜市技能文化会館 5階特別会議室

出席者 （委員）及川委員、蟹澤委員、河野委員、酒井委員、中條委員（五十音順）

傍聴者 3名

1 開催の経緯及び開催目的

事務局から、令和2年7月6日から8月5日までに行った公募に応募者がなかったため、「横浜市技能文化会館の指定管理者の選定等に関する要綱」第2条2項に基づき公募要項の再検討等を実施したうえで再公募を行うこととなった、今日の委員会は再公募のための公募要項等を審議していただくために開催した旨を説明。

2 議 事

(1) 公募要項等について

（事務局）

- ・公募要項（案）等について説明

（主なやりとり）

・前回公募で応募者がなかったことを受け、今回は、業務内容を条例等で定められた水準にとどめたいうえで、それを超える部分で優れた提案を募ることにしたことや、新型コロナウイルス感染症の影響を会館運営の前提にしたことは理解できる。ただ、労働相談の社会保険労務士が、前回公募時の「1名以上」から「2名」に増えているのはなぜか。

→労働相談が土曜日のみになった場合でも、過年度と同水準の相談件数に対応するため、2名とした。

- ・休館は最大週2日までできるということによいか。

→そのとおり。ただし、休館日の設定の仕方についても評価の対象としている。

・コロナ禍での利用率が不透明な中、利用人数や人員配置等も想定するのが難しい。感染予防の観点では、多くの人が利用することが必ずしも望ましいとも言えないが、どう評価すべきか。

→防災等に係る取組のひとつとして利用方法についても評価する。また、創意工夫による職員配置の減はコスト削減の取組としても評価すべきと考える。

・「技能職団者・技能職団体への活動支援」の項目がなくなっているが、技能職団体による優先予約（注：通常より早い時期からの利用許可申請）はできなくなってしまうのか。

→業務の基準の項目は、条例の記載に合わせて修正したもの。技能職団体による優先予約等は「技能職の振興に関する事業の企画・実施」に含まれると考えられる。処務要項においても、会館の設置目的を踏まえ、技能職団体による優先予約について規定されている。

- ・利用者に感染者が出た場合の消毒費用等の分担も明確にすべき。
→検討する。
- ・感染症対策について、市のガイドライン等はあるか。あるなら、それを遵守するよう規定するべきではないか。
→記載する。
- ・コロナ禍での利用状況がわからない中で収支計画を立てるのは難しいのではないか。
→会館が再開した6月以降の実績や11月までの予約状況に関する資料を公開する。
- ・応募に関心がある団体が応募書類を準備する期間をできるだけ長くとるべきとの観点から、第3回委員会（面接審査）を10月1日（木）に開催することとした。

(2) 第3回選定評価委員会について

- ・審査・選定については、事務局案のとおり実施することとなった。
- ・第3回委員会は、面接審査等の申請団体の企業情報の保護及び公正かつ円滑な議事の進行と委員の実質的な議論の確保のため、非公開で行うことを決定した。

(3) その他

- ・今日の選定評価委員会での審議結果を踏まえた公募要項等の修正については、委員長に一任することとなった。